

川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

令和元年 8 月 7 日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL http://kawabatakam.news.coocan.jp/



各駅停車

Vol. 7 3

Take a chance and hedge against risks

日韓によこたわる問題を巡ってかまびすしい。徴用工の問題、慰安婦合意の無視、自衛隊機へのレーダー照射事件、韓国国会議長が天皇への謝罪を求めた一件、大量破壊兵器製造に転用可能な物資の不正輸出等々。すべては日韓条約で定めた国際的な約束（枠組み）を韓国がぶち壊したことに始まる。とりわけ何かあれば、すぐ出てくるのが歴史認識の問題、挙句の果ては日本に反省せよと。そこで皆さんにある資料を紹介したい。

小冊子「やさしさ通心」の発行者から送られてきたメール。「裏切られた自由」に書かれた記述は日本人として知っておいた方が良くと思う。この著者はハーバート・フーバー（アメリカ合衆国第 31 代大統領（在任期間 1929 年～ 1933 年））だ。

1909 年の韓国訪問に関する記述。

「私が初めて朝鮮を訪れたのは 1909 年、ある日本の産業家に技術案件を助言するためであった。当時の朝鮮人は、アジアのどこにでも見られたような、この上なく無残な状態であった。法も秩序もほとんどなかった。庶民は、ろくに食べておらず、ろくな衣服も着ておらず、粗末な家に住み、殆ど家財も持っていなかった。衛生設備はなく、汚らしさと卑しさが国全体を覆っていた。道路は殆ど通じておらず、通信施設、教育施設は乏しかった。陰鬱な景色に一本の木さえ見られなかった。泥棒や強盗が跋扈していた。」

次は彼が朝鮮を 1946 年に再訪問した時の記述。

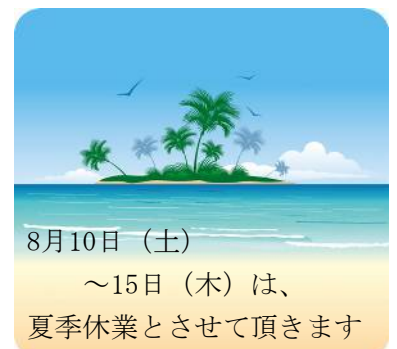
「日本統治の 35 年間に、朝鮮人の生活は革命的に向上した。全く将来性がなかった朝鮮人という人材に、日本人は秩序を確立し、朝鮮に港湾、鉄道、道路、通信手段、立派な公共建築物、大きく改善された家屋をもたらした。衛生施設を設け、農業の改善を教えた。北朝鮮に巨大な肥料工場を造り、国民の食糧事情を合理的水準にまで引き上げた。裸の山には植林を行った。普通教育の制度を設け、技能を高めた。朝鮮人が着ていたホコリまみれの汚い服も、清潔できれいな色の衣服に取って代わった。」

ハーバート・フーバーアメリカ合衆国元大統領は韓国人でもなければ、日本人でもない。利害関係がなく、朝鮮半島の変化をビフォーとアフターで見ているのだ。

「やさしさ通心」に紹介されているトニー・マラーノ氏は 1949 年ニューヨーク州生まれ。日本や日本人が大好きで、日本や日本人を貶めるための悪口をいう世界中の人々に対して、自分が徹底的に調べた客観的な事実を、インターネットを使って反論してくれている。

ところでNHKラジオ深夜便を聞いていたら、薩摩焼陶工 沈壽官さんのインタビューが流れてきた。

豊臣秀吉二度目の朝鮮出征の帰国の際に薩摩の島津義弘によって連行された初代 沈当吉から 400 年の歴史を連綿と受け継ぐ 15 代だ。若くしてイタリア国立美術陶芸学校専行科を卒業後、平成 2 年大韓民国京畿道 金一萬土器工場にてキムチ壺製作修業。韓国では 400 年の日本の垢を拭い去れといわれ、弟子入りを断られた話もされてい



た。小さいときには朝鮮人とののしられ、韓国ではよそ者扱いされる自分のアイデンティティーについて考え込んでしまったという。

隣国との友好が崩れかけている今、ふと思い出した。

相続財産から控除できる葬式に係る費用

通夜や告別式の際に必ずかかる費用であれば、相続税の計算時に相続財産から控除できますが、香典返しのためにかかった費用は控除対象ではありません。

遺産総額から差し引ける葬式費用は次のような支出です。

- ①葬式や葬送、火葬、埋葬、納骨のための費用
- ②遺体や遺骨の回送費用
- ③お通夜など葬式の前夜に生じた費用で通常葬式に欠かせない費用
- ④葬式の際の読経料などのお寺へのお礼
- ⑤死体の搜索、死体や遺骨を運搬するための費用

遺産総額から差し引く葬式費用に該当しないのは、香典返しのための費用のほか、墓石や墓地の買入のためにかかった費用、墓地を借りるためにかかった費用、初七日や法事のためにかかった費用などです。

お布施や戒名料の領収書は、お寺や僧侶にお願いすれば発行してもらえることもあるようですが、ない場合は、支払日、支払額、支払先のお寺の名称、所在地、支払目的を記録した資料を保管しておきましょう。

また、参考までに相続税の非課税財産の主なものは以下です。

種類	内容
墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物	日常礼拝をしているようなものについては相続税非課税。ただし、骨董的な価値があるものや商品として所有しているものについては対象外。
相続人が国や地方公共団体等に寄附をした相続財産	ただし、国、地方公共団体(市区町村など)、公益を目的とする事業を行う法定の法人のいずれかに、相続税の申告期限までに寄附をしたものが対象。
非課税枠内で相続人が受け取る生命保険金	相続人が受け取る生命保険金は、「500万円×法定相続人の人数」の金額まで相続税がかからない非課税財産となる。
非課税枠内で相続人が受け取る死亡退職金	相続人が受け取る死亡退職金は、「500万円×法定相続人の人数」の金額まで相続税がかからない非課税財産となる。
公益を目的とした事業用に取得した財産	宗教、慈善、学術等の公益を目的とした事業を行う人が相続や遺贈により取得した財産であり、かつ公益事業に使用されることが確実な財産なら相続税は課税されない。
心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利	地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はその人を扶養する人が取得する心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利については非課税。

～「納税通信」より～

休日の振替と代休

「休日の振替」とは、予め休日と定められていた日を労働日とし、そのかわりに他の労働日を休日とすることを言います。これは事前に手続きをすることが重要で、その結果、もともとの休日に労働させた日については「休日労働」とはならず、休日労働に対する割増賃金の支払義務も発生しません。但し、週をまたがって振り替えた結果、週法定労働時間を超えた場合は、時間外労働に対する割増賃金の支払いが必要となるので要注意です。

一方、いわゆる「代休」とは、休日労働が行われた場合に、その代償として以後の特定の労働日を休みとするものであって、前もって休日を振り替えたことにはなりません。従って、休日労働分の割増賃金を支払う必要があります。

